

神奈川県監査委員公表第 29 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 11 月 8 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 眞 晴
同 吉 川 知 恵子
同 小 島 健 一
同 作 山 ゆうすけ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 3 年 12 月 10 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 20 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立城郷高等学校	令和 3 年 8 月 6 日（令和 3 年 4 月 12 日 職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済 1 件、28,000 円について、令和 2 年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていないかった。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、時効により消滅していた債権については、令和 4 年 5 月 9 日に不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがないように、過年度の収入未済について、複数の職員で確認すること及び担当者が管理を徹底し、事務マニュアルを作成することにより、適正な事務執行に努めることとした。